

# 我が国の 国際テロ対策協力



平成20年3月  
外務省  
国際テロ対策協力室



## 国際社会によるテロへの取組

- テロは日本の平和と繁栄がよって立つ、自由で開かれた国際社会に対する挑戦。いかなる理由をもってしても、正当化できず、断固として非難されるべき。
- 国際社会は、「テロとの闘い」として、幅広い手段を総合的に組み合わせて、国際テロ撲滅に努力。



## G8では・・・

### **(9.11以降、例年、サミットにおいて、テロ対策は主要な議題の一つ)**

- 2002年カナダススキス・サミット
  - 「交通安全に関するG8協調行動」
  - 「大量破壊兵器等の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」
- 2003年エビアン・サミット
  - 「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上：G8行動計画」(同計画によりテロ対策行動グループ (CTAG) を設立)
  - 「交通安全の向上及び携行型地对空ミサイル (MANPADS) の管理強化のためのG8協調行動」
- 2004年シーアイランド・サミット
  - 「安全かつ容易な海外渡航イニシアティブ (SAFTI) : G8行動計画」
- 2005年グレンイーグルズ・サミット
  - 「テロ対策に関するG8首脳声明」
  - 「安全かつ容易な海外渡航イニシアティブ (SAFTI)、サミット進捗状況報告」
- 2006年サンクトペテルブルグ・サミット
  - 「テロ対策に関するG8サミット宣言」
  - 「国連のテロ対策プログラムの強化に関するG8首脳声明」
- 2007年ハイリゲンダム・サミット
  - 「G8テロ対策に関する首脳声明—グローバル化時代の安全保障」
  - 「国連のテロ対策の取組に対するG8の支援に関する報告」



## 2008年においてG8が取り組む テロ関連の主要課題

(日本はG8議長国として、北海道洞爺湖サミット(7月7～9日)を開催)

- 秩序維持・法執行能力強化のための支援の強化
- 新しい脅威、国際テロ・組織犯罪における多様化する手法への対応
- 過激化の防止と穏健化の促進に向けた取組
  - ・
  - ・
  - ・



# **秩序維持・法執行能力強化のための支援の強化** **(我が国の取組)**

## ■ **世界各国における法整備の支援**

例：東南アジア・太平洋島嶼国13カ国を対象としたテロ防止関連条約批准促進セミナー  
(2003年から毎年実施。2003年1月時点で13カ国が批准していた条約数＝75  
→ 2008年1月時点で102)

## ■ **テロ対策を担う人を育てる支援**

各国において実際にテロ事件を捜査する警察や、海賊を取り締まる海上保安機関などの人材育成・能力向上のために、我が国は、専門家の派遣や研修員の受入などの技術協力を実施。

## ■ **テロ対策に必要な設備、機材を提供する支援**

2006年、我が国は「テロ対策等治安無償」を創設(2007年度予算額は70億円)。  
現在までに、この枠組みにより、インドネシアへの巡視艇供与、カンボジアの港湾整備、フィリピンの海上保安通信システム強化、マレーシアへの海上警備機材供与を実施。



## **新しい脅威、国際テロ・組織犯罪における 多様化する手法への対応（我が国の取組）**

### **■ テロの未然防止のため、我が国は法制度改正・運用強化を実施**

例：入国審査の際に外国人の顔写真と指紋情報の提供を義務化（2007年11月より）。

例：航空機爆破テロ防止のため、国際線における100ミリリットルを超える液体物の客室内への持ち込みを禁止（2007年3月より）。

例：マネロン・テロ資金対策の国際的要請を踏まえ、10万円を超える現金振込の際の振込依頼人の本人確認を義務化（2007年1月より）。

### **■ 生物・化学テロなどの新しい脅威への対応**

例：法改正により、病原性微生物等を保有する施設に警察官等による立入検査を可能とするなど管理体制を強化（2007年6月より）。

例：我が国は、東南アジア諸国を対象とした生物・化学テロ対策セミナーを、2003年から毎年実施。



## **過激化の防止と穏健化の促進に向けた取組** **(我が国の取組)**

- **テロリズムを生み出し、広めていく政治的・経済的・社会的な諸問題の解決に向けた取組**

→我が国は、「テロとの闘い」の最前線となっているアフガニスタンを含む途上国の民主化、持続的開発と貧困削減、紛争の平和的解決、平和の定着、イスラム穏健派の支援や文明間対話等を実施。



## 国連によるテロ対策に対する我が国の協力

- テロリズムへの国際的な取組における中心的な役割を担うのは国連。G8は国連による取組を支持・協力。
- 我が国は、安保理によるテロ関連決議を誠実に履行。  
(例えば、我が国は、安保理決議に従い、本年2月現在、アルカイダ・タリバン関係者やその他のテロリスト530個人・団体の資産凍結を実施。)
- 2006年9月、国連総会において採択された「国連グローバル・テロ対策戦略決議」を我が国は支持し、その実施に協力。
- 国連・国際機関がこれまでに作成した13のテロ防止関連条約のすべてを我が国は批准。途上国によるこれら条約の批准努力を支援。